

海外赴任中のストックオプションの権利行使と株式譲渡について [Profession Journal No. 25 (2013年 6 月 27日) に掲載]

税理士 神谷 紀子

【問】

私は日本の上場企業に勤める会社員です。平成22年4月に、会社からシンガポールへの海外赴任を命ぜられ、現在も引き続きシンガポールに居住しています。

最近の日本の株高の傾向を受けて、下記のストックオプションを平成25年6月に権利行使しようと思っています。また、権利行使後、適当な時期にその取得した株式を譲渡しようと思っています。

この場合、私は、どのような課税関係になるのでしょうか。

いわゆる、税制適格ストックオプションの場合と税制非適格ストックオプションの場合について、教えてください。

	付与	権利行使 価格	付与株数	権利行使時 の時価	備考
1	H21. 4	1,500円	2,000株	3,000円	日本で勤務中に付与
2	H22. 4	1,400円	2,000株	3,000円	シンガポール赴任中に付与

- ・ 権利行使：平成25年6月
- ・ 株式譲渡の時期：未定

【回答（要旨）】

1 税制適格ストックオプションと税制非適格ストックオプションの課税の概要

(1) ストックオプションにおける税務の基本的な考え方

ストックオプションは、通常、①付与（ストックオプションの発行）の時、②権利行使の時、③株式譲渡の時の3段階で課税関係を考えることになります。

これらの各段階における税制上の取扱いの基本的な考え方は、次のとおりです。

- ・ ①においては、将来株式を取得する権利を取得するものの、換金可能な経済的利益はありませんので、課税は行われません。
- ・ ②における利益、即ち権利行使による株式取得に係る経済的利益は、ストックオプションの発行会社の従業員や役員の身分に基因とする現物給与と解されることから、基本的には、給与所得として課税されることとなります（所令84④、所基通23～35共-6）。

- ③における利益は、権利行使により取得した株式を譲渡した利益であり、株主として取得するキャピタルゲインであるため、譲渡所得として課税されることとなります（措法37の10）。

（２）税制適格ストックオプションの課税の概要

税制適格ストックオプションとは、年間の権利行使価格の上限を1,200万円とするなど租税特別措置法29条の2第1項（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）の要件（以下「税制適格要件」といいます。）を満たす契約をいいます。

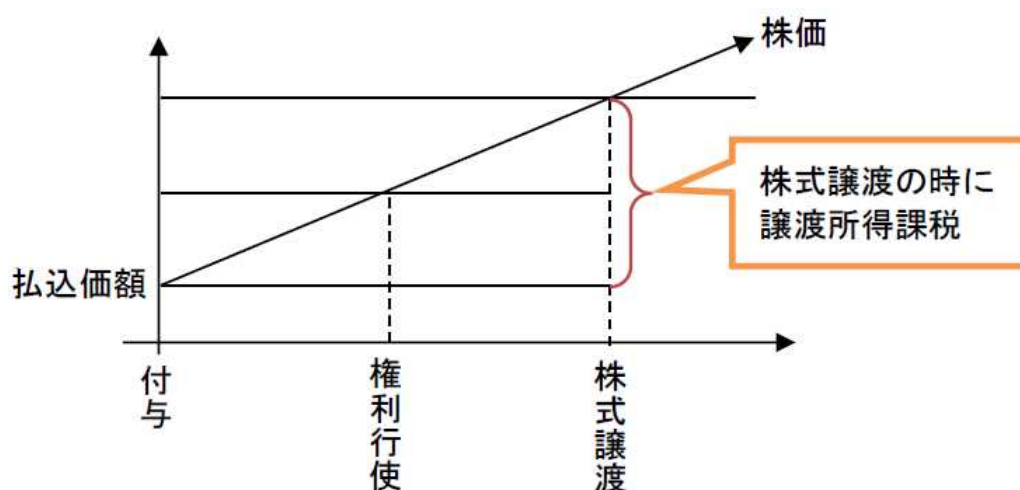
この税制適格要件を満たしていれば、居住者・非居住者にかかわらず、税制適格ストックオプションとされます。

したがって、海外赴任中であっても、税制適格要件を満たすことは、可能です。

税制適格ストックオプションの課税方法は、以下のとおりです。

- ・付与（ストックオプション発行）時 ⇒ 課税なし
- ・権利行使の時 ⇒ 課税なし
- ・株式譲渡の時 ⇒ 課税

権利行使価格と譲渡時の時価との差額について、「譲渡所得」課税



税制適格ストックオプションに関しては、権利行使時に生ずる経済的利益（権利行使時の時価と払込価額との差額）に対する課税が株式譲渡の時まで繰り延べられます。この課税が繰り延べられた経済的利益は、その後の株式の値上がり益とともに株式譲渡の時に譲渡利益（又は譲渡損失）となり、譲渡所得として課税されます（申告分離課税）。

すなわち、本来給与所得として課税を受けるべき権利行使益を繰り延べて、株式譲渡の

時にその給与所得部分も含めて譲渡所得として課税するという、特例的な取扱いです。

居住者の譲渡所得の税率は、20.315%（うち所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%。上場株式等であれば10.147%（※）（うち所得税7%、復興特別所得税0.147%、住民税3%））であるため、後述の税制非適格ストックオプションの場合に比べて有利と考えられています（措法37の10）。

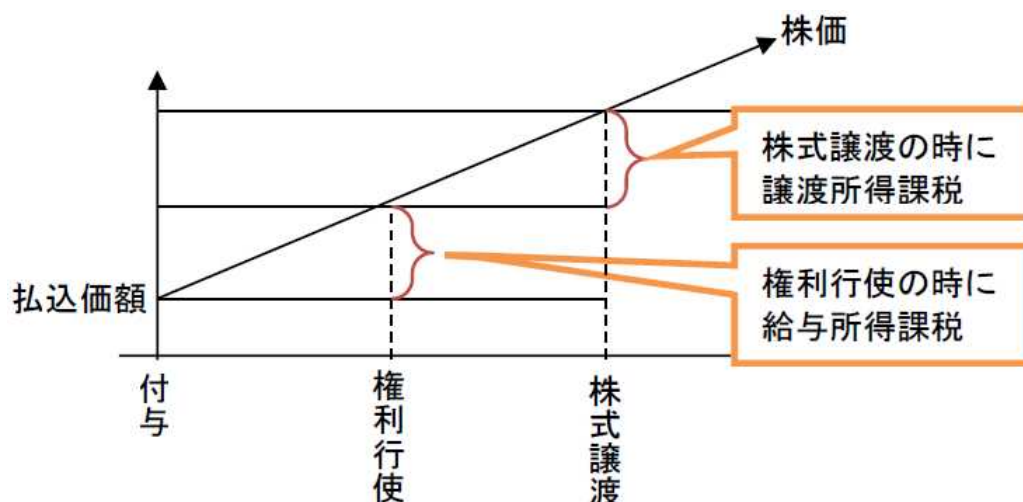
（※）平成26年以後は、上場株式等についても20.315%となります。

なお、多くの場合、権利行使と株式譲渡は同時に行われます。その場合は権利行使益と株式譲渡対価に差額が生じないため、権利行使益＝譲渡所得として課税されることになります。

（3）税制非適格ストックオプションの課税の概要

税制非適格ストックオプションの課税方法は、次のとおりです。

- ・付与（ストックオプション発行）の時 ⇒ 課税なし
- ・権利行使の時 ⇒ 課税
権利行使益（権利行使価格と時価との差額）について、「給与所得」課税
- ・株式譲渡の時 ⇒ 課税
権利行使時の時価と売却した時の時価との差額について「譲渡所得」課税



税制非適格ストックオプションに関しては、原則的な課税関係となり、権利行使時に生ずる経済的利益（権利行使時の時価と払込価額との差額）は「給与所得」として課税されます。

居住者の給与所得は総合課税の税率（累進課税）であるため、所得が多い人にとっては、

税制適格ストックオプションの場合に比べて不利になります。

2 非居住者におけるストックオプションの課税関係

海外赴任中の会社員が、赴任先の居住地国においてストックオプションを権利行使し、譲渡する場合の課税関係は、通常「非居住者」としての課税関係となります。

日本と居住地国との間に租税条約がある場合は、租税条約の規定が優先されることになります。

以下、シンガポールにおいてストックオプションを権利行使して株式を譲渡する場合の課税関係を検討します（※）。

（※）本稿では、会社員である非居住者を前提としているため、「恒久的施設（PE）を有しない」非居住者について検討します。

（1）平成21年4月に付与されたストックオプションの課税関係

① 税制適格ストックオプションの場合

所得税法の規定では、税制適格ストックオプションの課税関係については、居住者であっても非居住者であっても、基本的に考え方は同じです。ただし、日本の所得税法では、非居住者については、「国内源泉所得」についてのみ課税することとなっている点（所法164）や、居住者と非居住者では、適用条文が変わる場合があるため、注意を要します。

i) 権利行使の時の課税

税制適格ストックオプションは、非居住者であっても、居住者と同じく権利行使の時には、課税はありません（措法29の2）。

ii) 株式譲渡の時の課税

非居住者が税制適格ストックオプションの権利行使により株式を取得し、その後、その株式を譲渡した場合は、日本の所得税法では、居住者と同じく権利行使による経済的利益も含めて譲渡所得として課税されます（措令19の3⑭）。

この非居住者の株式の譲渡には、租税特別措置法37条の12が適用され、税率は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となり、上場株式等の軽減税率は適用されません。なお、住民税（5%）は、免税とされています。

iii) 租税条約の適用

日本とシンガポールとの間には、租税条約が締結されています。

日星租税条約15条1項（給与所得）は、次のように規定されています。

一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われたい限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

また、同条約13条5項（譲渡収益）は、次のように規定されています。

（株式の）譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

ストックオプションの権利行使益は、本来、日本においてもシンガポールにおいても、従業員の身分としての給与に該当すると考えられています。

その考え方をベースにすると、日星租税条約15条により、権利行使益のうち日本に居住していた期間に相当する部分は、国内源泉所得として日本に課税権があり、シンガポールに居住している期間はシンガポールに課税権があると解されます。

日本の課税権がある部分（国内源泉所得）については、日本の税法が適用されることになるため、上述のとおり、税制適格ストックオプションとしての課税となり、株式譲渡の時に税率15.315%（復興特別所得税込）で譲渡所得課税となります（措法37の12、措令19の3）。

また、株主の資格で取得する利益とされる権利行使後の譲渡益については、日星租税条約により、居住地国に課税権があるため、日本での課税はありません（日星租税条約13条5項）。

〈税額の計算〉

ア) 譲渡時に課税になる国内源泉所得の計算

権利行使益

$$(3,000円 - 1,500円) \times 2,000株 = 3,000,000円$$

期間按分

⇒ 日本在住期間 H21. 4～H22. 3（12ヶ月）

⇒ シンガポール在住期間 H22. 3～H25. 6（39ヶ月）

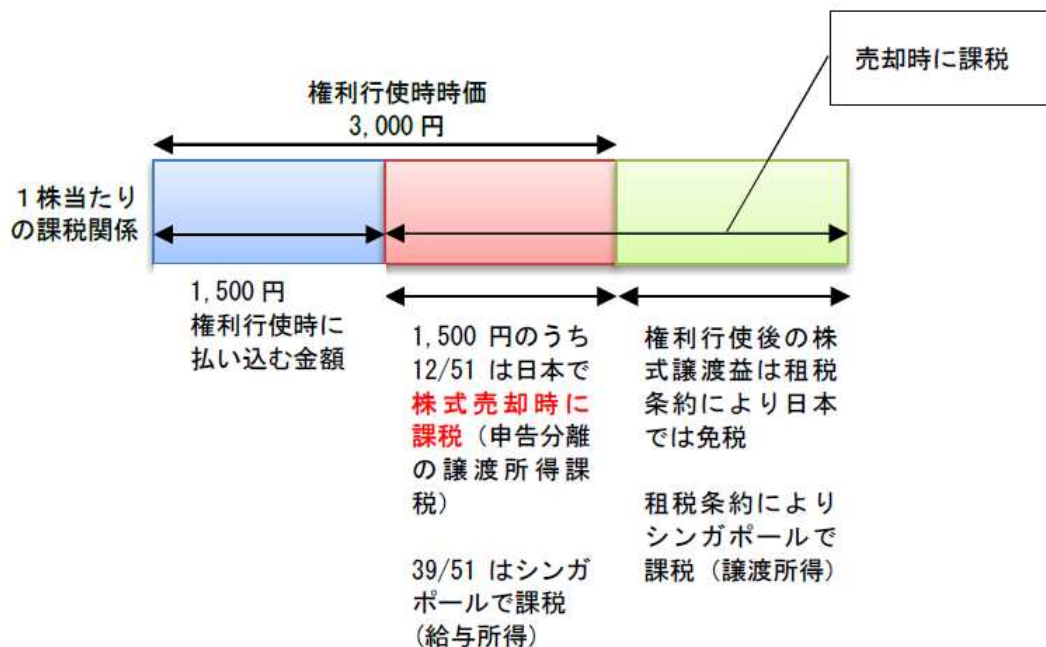
国内源泉所得

$$3,000,000円 \times 12/51 \approx 705,000円$$

イ) 税金（申告分離課税、復興特別所得税込）

$$705,000円 \times 15.315\% \approx 107,900円$$

税制適格ストックオプションであった場合の1株当たりの課税関係を図に表わすと、次のとおりとなります。



② 税制非適格のストックオプションの場合

i) 権利行使の時の課税

税制非適格ストックオプションの権利行使による経済的利益は、給与所得課税となりますが、非居住者の場合は国内源泉所得に限られます。このため、付与から権利行使までの間、日本に在住していた期間分についてのみ、国内源泉所得として日本の所得税が課税されます（所法161八イ）。

なお、シンガポール在住期間分は、給与所得となりますが、「国外源泉所得」となり、日本の所得税の課税はなく、シンガポールで課税されることとなります。

〈税額の計算〉

ア) 給与所得の課税対象

$$(3,000円 - 1,500円) \times 2,000株 = 3,000,000円$$

イ) 期間按分

⇒ 日本在住期間 H21. 4～H22. 3（12ヶ月）

⇒ シンガポール在住期間 H22. 3～H25. 6（39ヶ月）

ウ) 日本の所得税の対象の給与所得

$$3,000,000円 \times 12/51 \doteq 705,000円$$

エ) 税金 (会社が源泉徴収する金額、復興特別所得税込)

$$705,000円 \times 20.42\% \doteq 143,900円$$

この所得税は、源泉分離課税となり、20.42% (所得税20%、復興特別所得税0.42%) の税率で納税して課税関係は終了します (所法161八)。

なお、この源泉所得税を納めるに当たり、日本の会社からの金銭の支給がないことから、本人から会社に源泉所得税相当額を払い込まなければならないこととなります。

ii) 株式譲渡の時の課税

非居住者が、一般の株式を売却した時の譲渡所得は、所得税法で免税とされていますので (所法164①四)、日本での課税はありません。

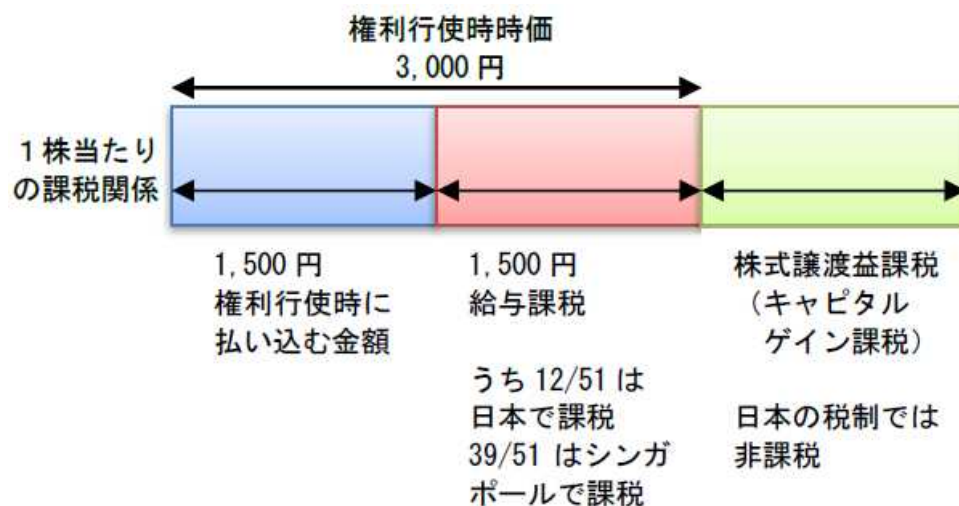
〈具体例〉

3,000円で権利行使し、取得した株式を、3,500円で2,000株売却した。

ア) 株式譲渡益

$$(3,500円 - 3,000円) \times 2,000株 = 1,000,000円 \quad [日本では非課税]$$

税制非適格ストックオプションであった場合の1株当たりの課税関係を図に表わすと、次のとおりとなります。



(2) 平成22年4月に付与されたストックオプションの課税関係

① 税制適格ストックオプションの場合

i) 権利行使の時の課税

税制適格ストックオプションは、非居住者であっても、居住者と同じく権利行使の時には、課税はありません（措法29の2）。

ii) 株式譲渡の時の課税

非居住者が税制適格ストックオプションの権利行使により株式を取得し、その後、その株式を譲渡した場合は、日本の所得税法では、居住者と同じく譲渡所得として課税されることとなります（措令19の3⑭）。

この非居住者の株式の譲渡には、租税特別措置法37条の12が適用され、税率は15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）となり、上場株式等の軽減税率は適用されません。なお、住民税（5%）は、免税とされています。

iii) 租税条約の適用

日本とシンガポールとの間には、租税条約が締結されています。

既に上記（1）①iiiで検討したように、ストックオプションの権利行使益に相当する部分は、日本においてもシンガポールにおいても、従業員の身分としての給与に該当すると考えられています。

このため、日星租税条約が適用される場合は、権利行使益に相当する部分のうち国内源泉所得部分は日本で課税となります。しかし、本ストックオプションは、付与から権利行使の時まで日本における居住期間がなく、国内源泉所得部分はありません。したがって、権利行使益に相当する部分の課税はありません（日星租税条約15条1項）。

また、株主の資格で取得する利益とされる権利行使後の譲渡益は、日星租税条約により、居住地国に課税権があるため、日本での課税はありません（日星租税条約13条5項）。

したがって、本ストックオプションについては、権利行使及び株式譲渡による日本での課税は全く生じないこととなります。

② 税制非適格のストックオプションの場合

i) 権利行使の時の課税

税制非適格ストックオプションの権利行使による経済的利益は、給与所得課税となりますが、非居住者の場合は国内源泉所得に限られます。このため、その経済的利益のうち、付与から権利行使までの間、日本に在住していた期間分に相当する部分についてのみ、国内源泉所得として日本の所得税が課税されます（所法161八イ）。

しかし、本ストックオプションは、付与から権利行使の時まで日本における居住期間がないため、国内源泉所得部分はありません。したがって、非適格ストックオプションの権

利行使による日本での課税はありません（日星租税条約15条1項）。

なお、本ストックオプションにおける給与所得部分は、その全てがシンガポールにおける給与所得として課税されることになります。

ii) 株式譲渡の時の課税

非居住者が、一般の株式を売却した時の譲渡所得は、所得税法で免税とされており（所法164①四）、日本での課税はありません。

3 非居住者のストックオプションの日本における課税関係の整理

以上の課税関係をまとめると、次のとおりとなります。

【権利行使時】

	適 格	非 適 格
居 住 者	課税なし (措法 29 の 2)	給与課税 (所令 84④、所基通 23～35 共-6) 源泉：賞与に準じて計算
非居住者 (PE なし)		給与課税 所法 161 ハイ国内源泉所得のみ 所法 164②ニにより源泉分離課税 源泉：20% (所法 213①)

【譲渡時】

	適 格	非 適 格
居 住 者	譲渡所得課税 申告分離課税：15% (7%) (措法 37 の 10)	譲渡所得課税 申告分離課税：15% (7%) (措法 37 の 10)
非居住者 (PE なし)	【原則】 譲渡所得課税 (措令 19 の 3⑭) 申告分離課税：15% (措法 37 の 12)	【日星租税条約】 権利行使益のうち 国内源泉所得と される部分のみ 左記の課税
		日本非課税 (所法 164①四) (居住地国で課税)

(※) 上記税率に復興特別所得税が加算されます (税率=所得税率×2.1%)。